別表第三（第九十三条関係）

危険作業講習	講習科目	条件
一　フォークリフトの運転に関する講習	一　フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法	大学等において機械工学に関する学科を修得して卒業した者若しくは機械工学に関する学科を高等学校において修得して卒業した者で、その後三年以上自動車整備に関する業務に従事したこと。
	二　フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法	大学等において機械工学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において機械工学に関する学科を選択して卒業した者で、その後三年以上フォークリフトの設計、工作、検査若しくは整備に関する業務に従事したこと。
	三　フォークリフトの運転に必要な力学	大学等において機械工学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において機械工学に関する学科を選択して卒業した者で、その後三年以上フォークリフトの運転の業務に従事したこと。
	四　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	大学等において機械工学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において機械工学に関する学科を選択して卒業した者で、その後一年以上産業安全の実務の経験を有すること。
	五　フォークリフトの走行の操作	大学等において機械工学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において機械工学に関する学科を選択して卒業した者で、その後一年以上フォークリフトの運転の業務に従事したこと。
	六　フォークリフトの荷役の操作	大学等において機械工学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において機械工学に関する学科を選択して卒業した者で、その後一年以上フォークリフトの荷役の業務に従事したこと。
二　ボイラーの取扱いに関する講習	一　ボイラーの構造	特級ボイラー技士免許を有する者であつて、その後二年以上ボイラーの取扱いの業務に従事したこと。
	二　ボイラーの取扱い	一級ボイラー技士免許を有する者であつて、その後二年以上ボイラーの取扱いの業務に従事したこと。
	三　点火及び燃焼	一級ボイラー技士免許若しくは一級ボイラー技士免許を有する者であつて、その後二年以上ボイラーの取扱いの業務に従事したこと。
	四　点検及び異常時の処置	五年以上ボイラーの取扱いの業務に従事した経験を有すること。
	五　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	大学等を卒業した者で、その後一年以上産業安全の実務の経験を有すること。
	六　酸素欠乏症及び救急そ生	大学等において医学を修得して卒業した者で、その後一年以上産業安全の実務の経験を有すること。

三　クレーン等による玉掛け作業講習	四　酸素欠乏の予防に関する講習
五　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	一　酸素欠乏症及び救急そ生の業務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
一　クレーン等について	大学等を卒業した者で、その後一年以上産業安全の実務の経験を有すること。
二　クレーン等の玉掛けに必要な力学	大学等において機械工学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において機械工学に関する学科を選択して卒業した者で、その後三年以上クレーン等の玉掛けの業務に従事したこと。
三　船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	大学等において法律に関する学科を修得して卒業した者で、その後一年以上産業安全の実務の経験を有すること。
四　クレーン等の玉掛けの方法	大学等において力学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において力学に関する学科を選択して卒業した者で、その後三年以上クレーン等の玉掛けの業務に従事したこと。
五　クレーン等の玉掛け	大学等において力学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において力学に関する学科を選択して卒業した者で、その後三年以上クレーン等の玉掛けの業務に従事したこと。
六　クレーン等の運転のための合図	大学等において力学に関する学科を修得して卒業した者若しくは高等学校において力学に関する学科を選択して卒業した者で、その後二年以上クレーン等の玉掛けの業務に従事したこと。